

# 明治期における幼児教育施設の経営に関する考察

－青木マサの保育思想と当時の保育制度を探ることを通して－

松 田 知 明 幼児教育科  
田 中 ふみ子 幼児教育科

(2014年10月1日受理)

## 〔 要 約 〕

本研究では、青木マサが設立した「青木幼稚遊戯園」の設立沿革及び運営について検討した。その結果、青木マサが施設を運営する過程で、託児的機能とともに、教育の重要性を強く認識し、その後幼稚園と保育所を併設するという運営を行ったことを検証できた。この運営は、平成27年度から実施される「子ども・子育て支援新制度」における幼保連携型認定こども園と酷似していると考えられる。また、これは保育における養護の必要性と保育の教育的機能を充実させるための展開の一形態と考える。

## I. はじめに

我が国で最初に設置された幼稚園は、明治9年(1876)に開設された東京女子高等師範学校附属幼稚園と言われている。一方山形県内で最初に設置された幼稚園は、明治27年(1894)に開設された大山尋常高等小学校の附属幼稚園(以下大山小附属幼稚園という)である。明治36年(1903)6月に山形市に私立山形幼稚園(現在の山形大学附属幼稚園)が開園し、同年秋に酒田市に私立青木幼稚遊戯園が開設し、明治38年(1905)に幼稚園として運営を始めた。青木幼稚遊戯園は、青木マサ氏が独力で開設、運営した施設であり、幼稚遊戯園内に保育所が併設され、更に青木氏は新庄市に青木幼稚遊戯園の分園を開設した。

筆者らは青木幼稚遊戯園の変遷を調査する過程で、青木氏の保育への熱意を感じるとともに幼稚園と保育所を同一施設で運営したことは、認定こども園の原型とも考えられることから、その経緯を検証することにより、明治時代の幼児教育施設の経営について検討した。

なお、本研究に掲載した引用文献の表記については、原文を尊重した。そのため、引用箇所には同年代の文書であっても、「ひらがな」表記と「カタカナ」表記が混在したり、「三十八」の表記も「卅八年」「参拾八年」となっていたりする。また、旧字の字体も使用するよう努めたが、標記できないものについては、現在の活字に変更した。

## II. 青木マサの保育事業について

### 1. 青木マサの氏名及び施設名について

#### 1-1. 氏名の表記について

「新編庄内人名辞典」によると、青木マサの生没年は不詳で、「夫は明治20年代に酒田郵便局長をつとめ、日清戦争の折広島電信局長となって過労のため死亡した。マサはその後函館付近で社会事業に従事したが、後年娘2人とともに酒田に移住し、後援者を得て出町に民家を借り社会事業のため二十余人の幼児を保育し、明治36年(1903)に青木遊戯園を開設、酒田での幼稚園のさきがけとする」<sup>1)</sup>とある。青木マサの氏名については、青木まさ(「縣治要覧(資料1)」<sup>2)</sup>、我国慈恵救済事業<sup>(註1)</sup>、青木政(「青木遊戯園設立趣旨書等(資料2)」<sup>3)</sup>、青木政子(「戦時経営調 對時局経営事業(資料3)」<sup>4)</sup>)と種々の表記がある。青木に関する資料が複数掲載されている「戦時経営調」<sup>(註2)</sup>の「戦時経営調 寄贈金下附申請(資料4)」<sup>5)</sup>と「戦時経営調 教育資料(資料5)」<sup>6)</sup>及びその他1か所(未掲載)ではすべて「マサ」とされ、申請書と考えられる文書には捺印のある書類もある。更に「琢成五十年(資料6)」<sup>7)</sup>、「大日本私立衛生会飽海支會會報」<sup>(註3)</sup>、「酒田人名辞典」<sup>(註4)</sup>においても「マサ」と表記されている。これらから、本研究では「青木マサ」と表記する。また、「戦時経営調」<sup>(註2)</sup>の申請書を含め2か所<sup>(註5)</sup>に「慶応元年四月十七日生」(1865年4月17日)とあることから、これが生年と考える。

#### 1-2. 施設名について

青木幼稚遊戯園の名称については、青木幼稚園(大日本私立衛生会飽海支會會報、「戦時経営調 對時局

経営事業（資料3）」、青木遊戯園（「青木遊戯園設立趣旨書等（資料2）」なども見られる。「山形縣統計書（明治38年版から43年版）」<sup>（註6）～（註10）及び8）</sup>、「縣治要覧（資料1）」、「戦時経営調 寄贈金下附申請（資料4）」、「戦時経営調 教育資料（資料5）」、更に「酒田市史下巻」<sup>9）</sup>に掲載されている写真（図1に掲載）には青木幼稚遊戯園とあることから、本研究では施設名を、「青木幼稚遊戯園」とする。

## 2. 酒田における保育事業について

### 2-1. 青木幼稚遊戯園について

「青木遊戯園設立趣旨書等（資料2）」によると、青木マサは29歳の時に9歳の子どもを頭に4人の子どもをかかえて夫と別れ（琢成五十年（資料6）には「死別」とある）、これまで孤児の世話（琢成五十年（資料6）には「函館付近で社会事業に尽瘁」とある）などをして苦勞しながら9年間過ごした経験から、親達が安心して就業できるように明治36年（1903）11月（「戦時経営調 對時局経営事業（資料3）」）及び「戦時経営調 教育資料（資料5）」によると12月）に青木幼稚遊戯園を（「酒田市史下巻」によると位置は、出町（現在の船場一丁目及び日吉町二丁目の一部<sup>（註11）</sup>）に開設したとある。これは、青木マサが38歳の時である。翌37年（1904）3月には40名以上になり、手狭になり酒田町に元済生學校や廢校予定の山椒小路にある小学校を借用できるよう願い出たと「青木遊戯園設立趣旨書等（資料2）」にある。なお、「酒田市史下巻」によると、明治37年に第二尋常小学校の一部を借りて移ったとある。更に、「戦時経営調 對時局経営事業（資料3）」には、「幼児が48名になり昨年4月に酒田小学校第二分校が廢校となり、園を移し150名の幼児を収容した」とある。このことから、青木マサの願い出のとおり、山椒小路にあった第二尋常小学校の一部を借り、出町から山椒小路（現在の本町二丁目の一部<sup>（註12）</sup>）に、明治37年4月に移転したと考える。なお、山形県学校史年表<sup>11）</sup>によると、明治18年（1885）に山椒小路に、琢成小学校分校である琢成第二分校が設置され、その後琢成小学校は酒田尋常高等小学校と改称し、分校は明治34年（1901）に酒田第二尋常小学校となり、明治37年（1904）11月14日に廢校になっている。これから、「琢成五十年（資料6）」にもあるように、37年4月に休校となり、そこに青木幼稚遊戯園が移転したと考えられる。なお、出町と山椒小路はともに最上川河岸に位置し直線距離で凡そ1km離れている。

その後青木幼稚遊戯園は、「山形縣統計書（明治38年版）」<sup>（註6）</sup>に幼稚園として大山小附属幼稚園、山形幼稚園とともに掲載され創立年は38年（1905）、保育

年限は3年、12月31日現在幼児は125名（男69、女56）とあり、施設名は青木幼稚遊戯園とある。

「酒田市史下巻」によると青木幼稚遊戯園の概要は表1のとおりである。

表1. 青木幼稚遊戯園の概要（「酒田市史下巻」より引用）

	明治38年	明治39年	明治40年	明治41年	明治42年	
保育年限	3	甲 3 乙 2 丙 1	左同	左同	甲 3 乙 2	
組数	3	3	3	3	2	
保母数	4	4	4	4	4	
幼児数	男	69	90	83	86	75(79)
	女	56	65	60	64	59
(計)	125	155	143	150	(138)	
本年度保育満期者	男	/	43	22	42	33
	女	/	32	18	27	32
保育料総額	117円	324円	425円	407円	432円	
経費	270円	887円	593円	812円	569円	

※筆者らは、「山形縣統計書（明治38年版から明治42年版）」<sup>（註6）～（註10）</sup>を基に一部は修正し、その数字を（ ）書きした。なお、幼児数の合計が、一部の統計書に記載されていた。それ以外は筆者らが合計し（ ）書きした。

なお、青木幼稚遊戯園は、明治43年（1910）に閉園になり、翌年酒田幼稚園として開設され現在に至っている。その経過について、「山形縣統計書」の明治43年版及び44年版の教育之部に次のようにある。

青木幼稚遊戯園ハ園主多病經營ニ堪エサル理由ヲ以テ明治四十三年十一月ヲ以テ閉園シ全四十四年二月十七日池田藤八郎同一組織ノモノヲ開キ酒田幼稚園ト稱シ經費金百二十圓ヲ置キ創立準備ヲナシ年度ノ改マルヲ待チテ児童ヲ募集スル豫定ナリ園ニハ酒田町山椒小路第二小學校ニ舎ヲ借り刻下必要急務ノモノヲ設備シ酒田第二小學校ノ不用校品即机、腰掛ヲ借り開設ニ遺憾ナキニ至レリ（43年版）

更に

私立酒田幼稚園ハ酒田山椒小路休校ノ第二小學校々舎ヲ借り受ケ明治四十四年四月ヨリ開園シ保母四人に児童百廿一人ヲ収容保育シツ、アリ<sup>10）</sup>（44年版）

とあり、青木幼稚遊戯園は明治43年（1910）11月に閉園となり、明治44年（1911）4月に酒田幼稚園が開設され、保育が引き継がれたことになる。

なお、酒田幼稚園開設までの経緯は「酒田市史下巻」によると次のとおりである。

青木マサは新庄に移転して遊戯園は廢園のやむなき状況の中で、池田藤八郎町長は明治四十四年一

月町の学務委員にはかり、森重郎・荘司信・小野寺牛之助の三名を調査員に委嘱して現状を報告させた。そして定員一二〇名の私立酒田幼稚園の認可を明治四十四年二月十七日付で取得し、同年四月四日山椒小路の青木幼稚遊戯園跡地に開園したのである。初代園主池田藤八郎、初代園長として山形県立酒田高等女学校長松山友蔵を委嘱しての発足であった。大正四年に民家を借用移転するが、大正六年十二月寺町に移転し、現在にいたるのである。

このように、新たな幼稚園は、当時の町長が発起人となり私立幼稚園として開設され、現在に至っている。

## 2-2. 青木幼稚遊戯園の保育内容について

### (1) 幼稚園保育及設置規程について

幼稚園の保育内容や設備の基準等については、明治32年(1899)に幼稚園保育及設置規程(明治三十二年文部省令第三十二号)が公布され、翌年には小学校令施行規則(明治三十三年八月二十一日文部省令第十四号)で規定された。それを小学校令施行規則(資料7)<sup>12)</sup>に示した。

### (2) 保育年限、保育項目等について

青木幼稚遊戯園の園則については、筆者らは「縣治要覧(資料1)」の園則に記載されているもの以外は確認できなかった。その園則は次のとおりである。

#### 園則(摘要)

入園幼児ノ年齢ハ満四歳ヨリ尋常小學校ニ入學スル迄トス

保育幼児ヲ甲乙二組ニ別ツ保育ノ項目ハ甲乙兩組トモ遊戯、唱歌、談話及手技トス

保育日數ハ甲乙兩組トモ一箇年約四十週ニシテ一週保育時數ハ十八時乃至二十四時トス

これには、入園の年齢は4歳児とあり、更に「戦時経営調 寄贈金下附申請(資料4)」にも「本園ハ四才以上尋常小學校へ入学迄ノ幼児ヲ入園」とある。しかし、2-1のとおり「山形縣統計書」の明治38年度から42年版には3年保育とあることから、青木幼稚遊戯園の保育年限は、幼稚園として開設した時から3年であったと考えられる。なお園則に、保育は甲と乙の二組に分け行くとあり、「山形縣統計書(明治42年版)」の教育之部には、甲の保育年限は3年、乙の保育年限は2年とある。

保育日数については、「縣治要覧(資料1)」の園則及び「戦時経営調 對時局經營事業(資料3)」に1年間で40週とし、保育時間は18時間ないし24時間としている。

なお、「大山町史」によると、大山小附属幼稚園の園則(附属幼稚園規則)では、

第六條 保育時間ハ毎日四時間トシ毎日三〇分ヲ超エザルモノトス<sup>13)</sup>

とあり、更に「小学校令施行規則(資料7)」には、  
第二百二條 保育ノ時數ハ一日五時以下トス

前項ノ時數ニハ食事時間ヲ包含ス

とある。これらから、青木幼稚遊戯園の保育時間は標準的なものであったと考える。

青木幼稚遊戯園の保育内容については、「縣治要覧(資料1)」の園則に「遊戯、唱歌、談話及手技トス」とある。これは、当然「小学校令施行規則(資料7)」と同内容である。

## 2-3. 保育所の開設について

### (1) 日露戦争と戦時保育事業

「日本幼児保育史 第二巻」には、日露戦争時の戦時保育について、次のように記載されている。

「明治37年(1904)に日露戦争がはじまり、遺家族に対する現金扶助にとどまらず、その母親を生業に従事させるために「児童保育所」が創られた。これは全国的に拡大され一時三百余の多数にのぼった。その後いくつかの保育所は「戦争の記念事業」として継続された。

更に、戦争の記念事業としての保育事業を、「感化救済事業」の一環として保育所を位置づけようとし、「我国慈恵救済事業」では、神戸市夫人奉公會の幼児保育事業、青木まさが開設した「青木保育所」及び東京の二葉幼稚園を例としてあげられている。<sup>14)</sup>

このように、日露戦争へ出征軍人の遺家族の子どもたちのために保育所が全国に開設された。「戦時経営調 對時局經營事業(資料3)」には「山形市出征軍人家遺族幼児所が本年6月に開設された」とあり、山形県内にも遺家族のための保育所が開設されている。

### (2) 青木マサの保育所について

青木マサも、出征軍人遺家族のために青木幼稚遊戯園に保育所を併設し、更に新庄に幼稚遊戯園と保育所の分園を開設している。この保育所については、「戦時経営調 教育資料(資料5)」には、「日露戦争へ出征した家族の就業のために、明治38年(1905)4月に子どもを保育する『從軍者幼児保育所』を幼稚遊戯園内に開設し、10月に新庄(原文では新莊、以下本研究では新庄とする)に分園を開設した」とある。更に「戦時経営調 寄贈金下附申請(資料4)」には、保育事業を続けるために明治39年(1906)4月から「記念幼児保育所」と改称した」とある。なお、「酒田市史下巻」には、図1 青木幼稚遊戯園の写真が掲載されている。これからも、幼稚遊戯園と保育所が併設されていることを確認できる。名称は「記念保育所」と



図1. 青木幼稚遊戯園（「酒田市史下巻」より引用）

なっていることから、明治39年（1906）4月以降に撮影されたと考えられる。

なお、「戦時経営調 教育資料」には、この保育所は無料で保育し、保育方法はⅢ. 1に示すとおり幼稚遊戯園と同じであるとある。

#### 2-4. 新庄への分園開設

前述のとおり、青木マサは、酒田に保育所を開設した同年10月に新庄に青木幼稚遊戯園と保育所を分園として開設した。「戦時経営調 寄贈金下附申請（資料4）」では、第一支園としているが、「戦時経営調」のそれ以外の箇所や文献等では分園としているので、本研究でも分園とする。新庄での保育は、「縣治要覧」の従軍者幼児保育所の項に「保育ノ項目、方法等ハ本園ニ異ルコトナシ」とあるように酒田の幼稚遊戯園と同じであったと考えられる。更に、「写真にきく新庄の昔」には、「明治37年頃の園舎の写真」（図2-1 青木幼稚遊戯園（新庄分園 改修前））があり、「旧藩時代の町奉行所を利用したもの」<sup>15)</sup>としている。図2-1から、酒田と同様に幼稚遊戯園と保育所が併設されていたことがわかる。ただし保育所の名称は、「従軍者幼児保育所」となっている。2-3（2）にあるように、保育所の名称は変更されていることから、明治38年（1905）10月から39（1906）年3月までの間に撮影されたものであると考えられる。更に、「最上今昔写真帖」にも、「明治43年頃の青木幼稚遊戯園の園舎の写真」（図2-2 青木幼稚遊戯園（新庄分園 改修後））があり、「明治41年に北本町の五十嵐菊太郎氏が寄贈した雨天体操場が見える」<sup>16)</sup>とある。これから、後述の通り改修計画に基づき、旧町奉行所を利用し、改修したと考える。また、「山形県教育史 通史編 上巻」<sup>13)</sup>には、酒田の青木幼稚遊戯園は2-1のとおり明治43年に閉園し、新庄分園も同時に閉園したとある。なお、「山形県統計書（明治38年版から明治42年版）」<sup>6)</sup>～<sup>10)</sup>には分園についての記載はない。



図2-1. 青木幼稚遊戯園（新庄分園 改修前）  
（写真にきく新庄の昔より引用）



図2-2. 青木幼稚遊戯園（新庄分園 改修後）  
（最上今昔写真帖より引用）

#### 3. 米沢における保育事業について

「米沢市史 第四巻 近代編」<sup>17)</sup>及び「山形県の私学100年」<sup>18)</sup>によると、青木マサは米沢に転住し、青木の趣旨に賛同した2から3名の有志が、明治44年（1911）5月に表町に幼稚遊戯園を開設し、更に翌年4月に東寺町に「南方幼稚遊戯園」が開設された。青木マサが米沢を去ることになり、市長の英断により公立幼稚園への組織化をはかり、大正元年（1912）8月に県より認可され、表町は北方幼稚園、東寺町は南方幼稚園として、実際は私立幼稚園として運営された。南方幼稚園は大火により大正6年（1917）に消失し閉園、北方幼稚園は昭和3年（1928）以降に間もなく閉園したとある。なお、「山形県統計書」に米沢の幼稚園が初出したのは「山形県統計書（大正2年版）」であり、私立幼稚園2園あり、2園合わせた数字で、保姆は4名、入園者は165名、保育満期者は75名とある。更に、「二各郡市報告取調條項 米澤市 幼稚園」に、「本市ニ私立米澤南方、北方幼稚園アリ設立以来日尚淺ク諸般ノ設備完全ナラサルモ成績佳良ニシテ市ヨリ本年度ニ於テ金六拾圓ノ補助ヲ爲ス」<sup>19)</sup>とあり市からの支援もあり、また入園者も保育満期者を大きく上回っていることから順調に運営されていることが窺える。

### Ⅲ. 検討

#### 1. 新庄分園の保育環境について

新庄分園は、Ⅱ. 2-4の通り、旧町奉行所を利用し、その後改修工事が行われた。分園の配置については、「戦時経営調 寄贈金下附申請（資料4）」に分園の新築工事及び住居替えのために修繕費280円が必要で、その改修計画の図面（図3-1及び3-2）がある。この図面から、保育室等の数と大きさを、表2新庄分園の施設概要に示した。

表2. 新庄分園の施設概要

室名		保育室1	保育室2	保育室3	(屋内)運動場	遊歩場
大きさ						
改修前	縦(間)	3	2		2.5	6
	横(間)	2	2.5		3	9.5
	面積(坪)	6	5		7.5	54(57) <sup>*2</sup>
改修計画	縦(間)	3	3	2.5	6	6
	横(間)	2	2.5	3	3	4.5
	面積(坪)	6	7.5	7.5	18	24(27) <sup>*2</sup>

※1 保育室等の大きさは、筆者らが図面から概算した。

※2 遊歩場に3坪ほどの小屋があり、それを減じた数字である。

( ) は減じる前のもの。

さて、小学校令施行規則（資料7）によると保育室等の大きさは、次のとおり規定されている。

第二百八条 幼稚園ノ設備ハ左ノ各号ノ規定ニ依ルヘシ

- 一 建物ハ平家造トシ保育室、遊戯室其ノ他必要ナル諸室ヲ備フヘシ
- 二 保育室ノ大ハ幼児五人ニ付一坪ヨリ小ナルコトヲ得ス
- 三 遊園ハ幼児一人ニ付一坪ノ割合ヲ以テ設クルヲ常例トス

「戦時経営調 寄贈金下附申請（資料4）」によると、新庄分園の定員は25名であり、表2から、改修前の保育室は2室で、それぞれ5坪と6坪であることから、改修前から幼稚園としての建物等の基準を満たしていたと考える。

また、「戦時経営調 寄贈金下附申請（資料4）図3-2 新庄分園の配置図（改修計画）」から、青木マサは遊歩場に保姆室、事務室や（屋内）運動場のために建物を新築することを計画していたことが分かる。更に（屋内）運動場と事務室を新築することにより、既存の（屋内）運動場を保育室に替え、保育室2と既存の事務室を一つにすることにより面積を増やすように計画していたことが分かる。これから、（屋内）運動場を凡そ2倍に広げることにより、特に冬期間などは子どもたちがより自由に運動できるような教育的配

慮をしたと考えられる。また、保姆室を保育室に近く、遊歩場と（屋内）運動場に隣接させ、施設のほぼ中央に置き、また事務室と分けたことは、保姆が休憩をとる部屋ということよりは保育に専念できるように配慮したことを窺うことができ、保姆の専門性と教育的役割の重要性を認識していたと考える。この計画は、明治38年（1905）後半に作成されたと考える。このことから、青木マサが酒田で保育事業を開始して約2年間経過後のことであり、当初の託児的機能から教育的機能を重視するよう意識が変わっていったと窺える。

なお、「縣治要覧（資料1）経費」から、「戦時経営調 寄贈金下附申請（資料4）」の申請を受け、帝國援護會が200円を寄贈したことが分かる。新築に要した資金の内訳は不明であるが、Ⅱ. 2-4の通り「最上今昔写真帖」に「五十嵐菊太郎氏が寄贈した雨天体操場」とあることから、複数の寄贈金で（屋内）運動場等を新築したものと考えられる。

#### 2. 施設の経営について

青木マサは開設当初から、経営は容易でなく、「戦時経営調 寄贈金下附申請（資料4）」の一個年分収支予算調からも分かるように、幼稚園として運営するようになってからも経費捻出に苦慮していたようである。「青木遊戯園設立趣旨書等（資料2）」の「五 建物拜借之儀ニ付願」にあるように、無償で旧小学校を借用できるように町に願出している。「戦時経営調 教育資料（資料5）」には、借家料2円を明治38年（1905）から1箇年間補助を受けたとある。更に青木幼稚遊戯園は旧小学校から移転はしてないことから、認可外の施設を運営した1年間は、町から理解を得られずに無料で借りることはできなかったものと考えられる。これは、「琢成五十年（資料6）」に「町當局の諒解を得難たかつた」とあることから推察される。しかし、「琢成五十年（資料6）」にあるように、明治40年度（1907）は町から学事奨励金として360円の補助を受けるようになった。また、保育所の事業に対して帝國援護會より200円の補助を受けるようになり、徐々に事業運営費への支援を受けられるようになった。

このように当初経営は容易でないにもかかわらず、当初の保育料は無料とした。しかし、その後には「戦時経営調 對時局經營事業（資料3）」にあるように、資財家の児童一人について30銭以下としたが、保育料は貧困者については依然として無料とした。さて、「大山町史」によると、大山小附属幼稚園の保育料は、園則（附属幼稚園規則）では次のとおりである。

第一条 本幼稚園ノ授業料ハ一ヶ月金二銭トス  
大山小附属幼稚園の保育料は2銭と青木幼稚遊戯園の「30銭以下」と比較し極めて低額になっている。「日

本幼児保育史 第二巻」<sup>24)</sup>によると、明治時代のキリスト教幼稚園の月謝は18園中無料が3園、45銭以上が10園で、明治40年頃の東京市内の幼稚園の保育料は、資料に明確に示されている52園中35銭以上は48園である。このことから、青木幼稚遊戯園の保育料は大山小附属幼稚園と比較すると高額である。しかし、全国的に見ると低額に属していると考えられる。更に、「戦時経営調 寄贈金下附申請（資料4）の収支予算調」にある「保姆四人月俸金七円宛、小使式人月俸金四円五拾銭宛、下婢貳人月俸金四円宛」という給与と比較しても、決して高額とはいえないと考える。これから、幼稚園として経営を始めてからも、青木マサ自身の経験から慈善事業としての運営姿勢を貫いたと考える。

なお、Ⅱ. 2-1のとおり青木幼稚遊戯園の保育は酒田幼稚園に引き継がれた。酒田幼稚園の園則は、「山形県の私学100年」にあり、保育料について次のように規定されている。

第10条 保育料は1か月50銭以下とし貧困者は無料とすることを得

第11条 戦死軍人遺族は保育料を免じ且特別扱をなすものとす<sup>25)</sup>

とある。Ⅱ. 2-1のとおり、新組織で運営された園は当時の町長によって開設されたにもかかわらず、保育料は値上げをせざるを得なかったようである。これからも、青木マサの運営は大変であり、相当の努力がなされていたことが窺われる。幼稚園として運営後には町や帝國援護会から補助を受けたり、新庄分園の新築費用を賛同者から寄贈を受けたりするなど、青木の施設経営のマネージメント能力は高かったと言えるかもしれない。酒田幼稚園の保育料は値上げされたが、保育料は上限とし、貧困者は無料とすること、貧困者及び戦死軍人遺族の取り扱いについては、青木マサの意思が引き継がれている。

### 3. 保育所の性格について

Ⅱ. 2-3 (2) のとおり、日露戦争へ出征した者の家族が就業できるために保育所を、幼稚園内に開設した。この保育所の保育については、「戦時経営調教育資料（資料5）」に次のように記載されている。

児童保育上ニ関シテハ幼稚遊戯園ニ於ケル保育方法ト異ナル事ナク保育料ハ出征シタル軍人ノ凱旋スル迄一切之ヲ受ケズ開所以来出征軍人戦死者ノ葬儀執行ニ際シテハ勉メテ之ニ會葬セシメ又同園遊戯室ニハ偉人傑士ノ肖像又ハ教育上有益ナル図画等ヲ掲ケ其他身体及衣服ノ清潔遊戯運動等ニ注意シ以テ智徳体ノ三育ヲ完カラシムルコトニ努メツ、アリ

更に前述のとおり「縣治要覧」にも同様の記載があることから、保育方法は幼稚遊戯園と同じであり、青木マサが開設した保育所では、教育的機能についても配慮されていることが窺える。

このように、幼稚園と保育所が併設され、同内容で保育された形式は、平成27年度（2015）から実施される「子ども・子育て支援新制度」における幼保連携型認定こども園と酷似していると考えられる。

Ⅱ. 2-2 (2) のとおり、保育所は、青木幼稚遊戯園が県からの認可を受けたと同時期に開設されている。「戦時経営調 寄贈金下附申請（資料4）の保育事業沿革及方法書」には、「三才以上ノ幼児約五拾名ヲ収容シ無料ニテ永續保育セントス」とある。「Ⅱ. 2-2 (2) 保育年限・保育項目等」のとおり、保育年限は3年とされているが、幼稚遊戯園の入園は4歳としていた。これらのことから、幼稚園に該当する子どもの保育年限は2年、保育所に該当する子どもの保育年限は3年としていた可能性がある。もし、このような運用がなされていたとすると、名称は保育所ではあるが、実質的に幼稚園として運用されていたとも考えられる。しかし、「戦時経営調 對時局經營事業（資料3）」には、「從軍者幼児保育所ヲ全園内ニ設ケ奉公義會ノ紹介アル者ニ対シ無料ニテ児童ノ入所ヲ許シ滿四才以上ノ男女児童ヲ収容スルコト十八名」とあることからこれ以上の検討は現在のところではできない。

### 4. 青木マサの保育への考え方について

#### (1) 明治36年開設時の考え

前述のとおり、青木マサが酒田で保育を開始したのは明治36年（1903）11月、幼稚園として県の認可を得たのは明治38年（1905）である。幼稚園として運営するまでの約1年6箇月間は、所謂認可外の施設として運営された。開設までの経過については、「青木遊戯園設立趣旨書等（資料2）」の「一」に次のように記載されている。

此度博く貧困者で家計の爲に大切の児童のシツケヲ放任して居る人達の子供をあつめ、終日ゆかいに遊ばせ、悪い方へ移らぬ様保育し、又親達ハ安心をして營業ニ從事致様と、此幼稚遊戯園をひらきまして後日國家の干城となる人、又夫れを育つ母となるへき兒女を善良に保育致さば、四千有餘萬の人民一人たり共悪人の無様とのお、御心を奉ずる事が出來ますので、なるべく貧困者の子女を一人でも多く入園致度と存じます、

これから、青木幼稚遊戯園を開設した動機は、貧困のために躰もなされない子どもの養護のため、また親が安心して就業できるように、自分の経験を元に保育を始めたことである。

## (2) 明治38年幼稚園として運営開始時の考え

「琢成五十年（資料6）」にあるように、当初は託児的機能を目的とし、その後は幼稚園式に変えたが、施設の名称は変更しなかったようである。

更に、「青木遊戯園設立趣旨書等（資料2）」の「二青木私立幼戯園設立主意書」には、青木マサの、保育について考えが次のように記載されている。

およそ稚兒の心ほど清淨無垢にして、悪にも善にも染まり易く移り易きものはあらず、殊に學齡未滿の頃は虚心無我なれば、その見聞せし事物は深く腦裏に印せられて強固なる習慣をつくり、かのみつ子の魂百までとかいへる諺に洩れずして、容易に改まるへくもあらず、又身體に於ても其の發達最も盛なる時なれば、衣服飲食その他運動遊戯等二至るまでよく一―意を用ひて適當なる成長を遂げしめざるべからず、されば、この時期こそ其の身の生涯に於ける榮枯盛衰のよりにて判る、起點なれば、最も大切なる時期といふべし、然るに、世間往々これを等閑にして顧みず、おのが最愛の子女を或はわきまへもなき少女に委ね、或は心なき老婆に任せつゝ、空しく學令に達するを待つもの、如きは嘆かばしきりならずや、たとひ中流以上の人にして家庭の圓滿なるにもせよ、専らその子女が保育の任に當る者なくば或は世務に忙しく、或は家事に紛れて、知らず識らず監護の忽にのみなり行くは自然の勢なるべし、故を以て、これ等の子女を一所に集め來り専らこれが保育の任に當る者を求めて、學令未滿者に其身心の發達を完ふせしむる事の必要を感じずべし、

また、「縣志要覽（資料1）」の「設立ノ動機」には、青木マサの設立の動機について、設立趣意書を次のように引用している。

故ニコノ幼児期ノ教育ヲ小學校教育ト比スルニ些ノ輕重ナク否寧ロー層重セサルヘカラス此ノ如ク重スヘキ幼兒教育ハ主トシテ家庭ニ於テ施サルモノナリト雖惟フニ完全ナル家庭教育ヲ施シ得ル家庭天下果シテ幾何カアル是レ小學校ト共ニ世ニ幼稚園ノ設置アル所以ナリ

これらから、青木マサは、乳幼児期の保育の必要性和、専門家が集団での教育を行うなど心身の發達のための環境の重要性を感じ、小學校教育と同等であると考えていたことが窺われる。

更に、Ⅲ. 1の通り新庄分園の改修計画から教育的機能の重要性を認識し、できるだけそれを反映できるよう考えていたことが窺える。また、「戦時経営調寄贈金下附申請（資料4）」の収支予算調にある「保姆四人月俸金七円宛、小使式人月俸金四円五拾銭宛、

下婢貳人月俸金四円宛」から、経営的に困難な状況にもかかわらず、保姆4名に対して同数の職員を配置していたことから、青木マサは託児的機能よりは教育的機能を重視していたことが窺われる。

これらから、青木幼稚園遊戯園の目的は、託児的機能から教育的機能へ変化したか、又は教育的要素をより強めたと考える。これは、青木マサが施設を運営する中で、託児的機能の必要性和と保育の内容に教育的要素は重要であるというように、保育のあり方についての考えが変化したものとする。なお、「戦時経営調對時局經營事業（資料3）」には、「兒童ノ保育期間ハ一ヶ年約四十週ニシテ一週ノ保育時間十八時間乃至廿四時間トシ専ラ遊戯 唱歌 談話 及手技ヲ教授ス」とある。記載されたのは、明治38年（1905）5月30日付であり、「山形縣統計書」<sup>(註6)</sup>から幼稚園の創立は明治38年（1905）であることから、記載した時点では、小學校令施行規則（資料7）に沿った保育が当然行われている。しかし、認可外の施設でも、ある時期からは小學校令施行規則（資料7）に従った運営が行われていたと考える。

施設の名称は次のように変わっている。「青木遊戯園設立趣旨書等（資料2）」の「一」及び「琢成五十年（資料6）」には「遊戯園」とあり、設立の構想である「青木遊戯園設立趣旨書等（資料2）」の「二青木私立幼戯園設立主意書」には、「私立青木幼戯園」・「私立幼戯園」あるいは「酒田遊戯園、そして「私立幼稚園」と複数混在し、幼稚園として開設したときには「幼稚園」としている。小學校令施行規則（資料7）では、「幼稚園」と記載されている。また、同時期に県内で運営されていた2施設は名称をいずれも「幼稚園」としているのに対して、青木はあえて「幼稚園」としている。青木マサが幼稚園の認可を得たのは、明治38年（1905）で、同時期に幼稚園内に保育所も開設している。青木マサは、教育施設としての幼稚園に、託児的機能を併せ持たせた施設の運営を考えて、あえて「幼稚園」としたとも考えられる。

幼稚園の名称については、「日本幼児保育史 第二卷」には、次のようにある。

幼稚園という言葉に対して、保育場とか遊嬉場という名称も明治二十年代までみられる。明治八年、京都府に「幼釋院」、京都市内に「幼釋遊嬉場」が創設されている。幼釋遊嬉場そのものは、まもなく廃止されたが、これ以後も幼稚園、遊戯場、幼稚保育場、あるいは保育場という言葉が、案外使われている。

このなかには、たとえば「一橋遊嬉場」のよう

に、明治二十二年八月、幼稚園として認可されたにもかかわらず、遊嬉場という名称をつかっていたところもある。

明治二十六年に発行された「幼稚園摘葉」には、当時は幼稚科や保育場などの名称で保育するところが少なくないことを述べている。

(中略)

以上のように遊嬉場のほか、保育場という言葉も使われているが、この両者の差は、遊びを中心に考えるか、教育を中心に考えるかという設立者の保育施設に対する性格づけによることが大きかったようである。また一つの地方でまとまって同じ言葉が使われている。なお遊嬉場は、遊戯場とも書かれたが、意味はまったく同じである。<sup>20)</sup>

このことから、青木マサが保育について教育と遊びとを同等に考えるという保育思想を持って、あえて幼稚遊戯園としたとも考えられる。また、II. 3に示すように米沢に転住し施設を2箇所開設したが、いずれの施設でも「幼稚遊戯園」の名称を使用していることから、青木マサが保育思想を強く持ち名称にこだわったと考える。更に、設立の構想である「青木遊戯園設立趣旨書等(資料2)」において施設の名称が複数混在しているということは、青木マサ自身が遊びの意義について熟慮していたため混在してしまったのか、あるいは世話人である鍋谷氏たちとの間に意見の違いがあったのかは不明である。これは、「琢成五十年(資料6)」に「爾来奔走に奔走を重ねて其擴帳を經營したけれども幼稚園などに手出しの出来ぬ事情もあったろう」という言葉からも推察できる。

「山形県の私学100年」<sup>21)</sup>及び「鶴岡幼稚園八〇年のあゆみ」<sup>22)</sup>によると、「明治21年(1888)に荘内婦人会が設立され、子守教場や工女夜学会などを運営し、明治39年(1906)に荘内婦人会幼稚遊戯園を設立した。設立前年の明治38年(1905)には1名を山形幼稚園、もう1名を青木幼稚遊戯園に派遣し、保育法を見習わせ、保姆とした。明治43年(1910)11月7日に認可を受け荘内婦人会幼稚園と改称し開園した。その後昭和28年(1951)に学校法人鶴岡幼稚園となり、現在に至っている」とある。これから、荘内婦人会幼稚遊戯園と開設当初に「幼稚遊戯園」という名称としたことは、青木幼稚遊戯園で保育法を学んだことによるもので、青木マサの保育思想が他の施設に波及したと考えられる。しかし、幼稚園開設時に、名称を「幼稚園」に変更した理由は不明である。なお、「山形大学教育学部附属幼稚園80年誌」には、「明治38年(1905)に、大山小・附幼山浜桃井保姆、本園で2か月間研修」<sup>23)</sup>とある。

#### IV. まとめ

本研究では、明治38年(1905)に開設された本県で3番目の幼稚園である「青木幼稚遊戯園」の設立沿革及び運営について、当時の記録や書籍から検討した。青木幼稚遊戯園は、青木マサが独力で開設し、運営していったものである。当初は所謂認可外の保育施設として運営をはじめ、その後幼稚園として県から認可され、戦争という社会情勢に対応するべく保育所を併設して運営していった。

青木マサが施設を運営する過程で、託児的機能の重要性と保育の内容に教育的要素が必要であるというように、保育のあり方についての考えが変化したと考える。また、新庄分園の保育環境からは教育的役割の重要性を更に認識していくようになったことが窺われる。しかし、幼稚園として経営を始めてからも、青木マサ自身の経験の為か、保育料を一部無料にして慈善事業としての運営姿勢を貫いた。青木幼稚遊戯園という名称から、教育施設としての幼稚園に、託児的機能を併せ持たせた施設の運営を考えていたともとらえられる。更にそれらを、実現するために保育所を幼稚園に併設したと考えられる。これは、平成27年度(2015)から実施される「子ども子育て支援新制度」における幼保連携型認定こども園と酷似していると考えられる。

今から100年以上前に本県に、「子ども・子育て支援新制度」における幼保連携型認定こども園の原型と呼べるものがあったことは意義深いと考える。我が国で約140年前に幼稚園教育がはじまり、子どもたちの教育や成長の支援を行うために、種々の制度改正があり、来年度新たな制度が開始される。新制度には当然課題もあり、今後改善していかなければならない。青木マサのように、託児的機能に教育的機能を加えたり、あるいはその逆に教育的機能に託児的機能を加えるなどの改善を行ったりすることの必要性や、青木が貧困者の子どもを保育するための資金や保育を充実するための資金のために、相当な経営的努力をするとともに、公的な支援を受けるために尽力したことは、保育における養護の必要性と保育の教育的機能を充実させるための展開の一形態と考える。また、青木幼稚遊戯園を幼保連携型認定こども園の原型という考え方もあるが、幼保連携型認定こども園という制度が、明治時代の保育施設に回帰したもので、それが幼児教育施設の原点と考えられる。これらの点からも、青木幼稚遊戯園の意義は深いものと考えられる。

青木マサが直接運営した園はすべて閉園していることから、青木幼稚遊戯園に関する文書は、少なくともそのほとんどは、飽海郡役所の公文書を綴った「戦時経営調」から引用した。この「戦時経営調」に収蔵されて

いる文書のほとんどは、青木が帝國援護会等から補助を受けるための文書のやり取りである。これは前述のとおり、青木の施設を経営するマネージメントの能力の高さの結果でもあり、それがなければ残る文書も少なくなってしまう。これも青木マサの施設経営に関するマネージメントの能力の高さの賜物の一つと思われた。

「戦時経営調」すべて手書の文書の為筆者らの誤読もあると思われる。更に精査しながら、資料等を収集し、今後も検討したい。

## V. 資料

本研究で引用した文書のうち、必要と判断した7資料を次に示した。

資料名：縣治要覽（資料1）<sup>2)</sup>

### 九、私立青木幼稚遊戯園

**設立ノ動機** 本園ハ飽海郡酒田町青木まさノ獨力設営セル所ニシテ其ノ動機ノ如何ハ當時發表シタル設立趣意書ニ明瞭ナルヲ以テ之ヲ左ニ掲載ス

兒童ノ生ルルヨリ小學校入學期ニ至ルマテノ間ハ身心ノ發達最旺盛ナル時期ニシテ隨テ外物ノ爲ニ感化ヲ及サルコト至大ナリ古人ノ所謂人心ハ恰モ白糸ノ如シト云ヘルモコノ謂ニシテ好ク心身ノ發達ニ注意シ常ニ惡感化ヲ避ケ勉メテ善感化ヲ及サシムルコトセスハ其ノ心性ノ偏癖スル所將來如何ニ之ヲ矯正セントスルモ牢乎トシテ抜ク能ハス人生ノ不幸豈之ヨリ大ナルモノアランヤ故ニコノ幼児期ノ教育ヲ小學校教育ト比スルニ些ノ輕重ナク否寧ロ一層重セサルヘカラス此ノ如ク重スヘキ幼児教育ハ主トシテ家庭ニ於テ施サルモノナリト雖惟フニ完全ナル家庭教育ヲ施シ得ル家庭天下果シテ幾何カアル是レ小學校ト共ニ世ニ幼稚園ノ設置アル所以ナリ然ルニ當地ニ於テハ未タ世ノ所謂幼稚園ノ設モアラス而シテ家庭教育ノ十分注意セラレサルモノ往々見ル所ニシテ縱令家庭教育ノ重スヘキ所以ヲ感シツ、アルモ家事ニ追ハレ世務ニ紛レ知ラス識ラス放任セラルルモアルヘシ其ノ極幼童三四歳ニ至リ歩行ノ自由ヲ得ルニ至レハ屋外ニ放却シテ顧ミサルアリ其ノ危險ナル云フヘカラス或ハ少女ニ子守ヲ頼ミ之ニ負ハセ亦老婆ヲ傭ヒ褌姆セシムルモアリ子守老婆ノ弱知淺識ナル衛生ノ注意ハ勿論何ソ心性感化ノ理ヲ知ルヘケンヤ故ニ野卑ナル舉動ヲ教ヘ淫狼ナル俗謡ヲ慣ハシムルモアリ是等小ニシテハ一身一家ヨリ大ニシテハ國家ノ消長如何ナランカ其ノ他弊害ノ及フ所舉ケテ數フヘカラス實ニ遺憾ナル次第ナリサレハ今般當地ニ幼稚遊戯園ヲ開設シ以上不幸ナル幼童ヲ收容シ又幼童ノ爲ニ職業ヲ妨ケラルル世ノ父母ノ爲ニ微力ナカラ家庭教育ノ一部ヲ分擔シ聊カ國恩ニ報イントス

云々

右ノ主意ニ依リ明治三十六年十二月酒田町ニ本園ノ創立ヲ見ルニ至レリ

**園則（摘要）** 入園幼兒ノ年齢ハ滿四歳ヨリ尋常小學校ニ入學スル迄トス

保育幼兒ヲ甲乙二組ニ別ツ保育ノ項目ハ甲乙兩組トモ遊戯、唱歌、談話及手技トス

保育日數ハ甲乙兩組トモ一箇年約四十週ニシテ一週保育時數ハ十八時乃至二十四時トス

入園幼兒ヲシテ毎月一回特志醫師ノ健康診斷ヲ受ケシム

保育料ハ一箇月金參拾錢以下随意ニシテ貧困者ハ無料トスルコトヲ得

**從軍者幼兒保育所** 日露戰役ノ際出征軍人ノ家族ニシテ學齡未滿ノ幼兒アルカ爲勞働意ノ如クスルヲ得ス生計大ニ困難スルモノアルヲ聞知シ轉同情ノ念ニ堪ヘス是ニ於テ出征軍人ノ家族中酒田奉公義會ノ救護ヲ受クル者ニシテ學齡未滿ノ幼兒アル者ノ爲明治三<sup>\*1</sup>十八年四月特ニ從軍者幼兒保育所ヲ本園ニ附設シ酒田奉公義會ニ交渉シ同會ノ紹介ニ依リ滿四歳以上ノ幼兒ヲ收容シ其ノ家族ヲシテ幼兒ノ纏綿ヲ脱シ一定ノ時間安シテ職業ニ就クコトヲ得シメ一面幼兒ヲ教養シテ善良ナル習慣ヲ與フルコトヲ努メタリ同年十月最上郡新庄町ニ分園ヲ置キ同シク從軍者ノ幼兒ヲ保育セリ而シテ本園及分園ニ收容シタル幼兒ハ四十一人ナリ其ノ保育料ハ凱旋ニ至ルマテハ一切之ヲ受ケス

保育ノ項目、方法等ハ本園ニ異ルコトナシ

戰死者ノ葬儀ニハ努メテ會葬セシメ又遊戯室ニハ偉人傑士ノ肖像及教育上有益ナル圖書等ヲ掲ケ其ノ他身体衣服ノ清潔、遊戯、運動ニ注意シ以テ智、徳、体三育ヲ完カラシメンコトニ熱衷セリ

**經費** 出征軍人幼兒保育所ノ費用ハ全然園主ノ自力ヲ以テスル覺悟ナリシカ畏クモ 皇后陛下ノ勸聞ニ達シ保育料トシテ金七拾圓下賜ハリ帝國援護會<sup>\*2</sup>ヨリハ貳百圓ノ補助ヲ得又酒田町ヨリハ三十八年四月ヨリ三十九年三月迄一箇年間借家料月額金貳圓ノ補助ヲ受ケタリ明治三十九年十一月二日、三十七八年戰役ノ際奉公ノ義ヲ竭シシ段御満足ニ被思食候旨御沙汰書交付セラル

**現在幼兒數** 現在幼兒ハ男八十五人女六十一人計百四十六人ナリ

※1 原文では、二十八となっている。しかし、二を三に訂正してあり、他の資料からも三十八年に附設したと考えられるため筆者らが修正した。

※2 原文のまま。なお、資料5（戦時経営調 教育資料）の「三、經費」には、「帝國援護會ヨリ二百圓ノ補助ヲ得タ」とある。詳細は資料5を参照。

資料名：青木遊戯園設立趣旨書等（資料2）<sup>3)</sup>

〈日吉町三丁目ニノニ四 鍋谷哲男氏藏〉  
青木遊戯園設立趣旨及び酒田幼稚遊戯園に至る経過  
明治三十七年三月

園主 青 木 政

一

私が遊戯園を開きましたのハ同情の涙で御座いまして、同情涙ハ實にトウトイ物で同情の涙を以つて人をすくい、同情の涙を以つて君に捧げ國ニ居事が出来まして、婦人ハ事更此同情の涙が厚くなければならぬ、思やりが深くなければなりません、家の和合も思やり、あの子供は此寒さに足袋もはいて居らぬがさぞつめたかろう、あの人ハ病氣で困難らしい、さぞ不自由で有ろうと眞實の思いやりで彼の人々をすくうにはどうしたらよかろう、三度結ぶ髪を二度ニし、ちりめんの半ゑりを「ピローヤド」ニかへ、其いさゝかの費を以人をすくい、國に居る事が出来ますので、私ハ廿九歳の時九歳を頭に四人の子供をつれて夫に別れ種々苦勞をいたしました爲、感じも深く成まして九年間髪結ず先頃まで孤子の世話を致して居ましたが、其中ニハ生活の爲捨られたのも又ころされかけたのも居りまして益々感じが深く成、此度博く貧困者で家計の爲に大切な兒童のシツケヲ放任して居る人達の子供をあつめ、終日ゆかいに遊ばせ、悪い方へ移らぬ様保育し、又親達ハ安心をして營業ニ從事致様と、此幼稚遊戯園をひらきまして後日國家の干城となる人、又夫れを育つ母となるへき兒女を善良に保育致さば、四千有餘萬の人民一人たり共惡人の無様とのおゝ御心を奉ずる事が出来ますので、なるべく貧困者の子供を一人でも多く入園致度と存じます、世の御婦人方いさゝかの御心かげにて家事納めつゝ婦女たりとて、國家に盡事が出来るので御座います故、厚き慈善の御心にて御同情の涙そゝかれん事を希望いたします。

二

青木私立幼戯園設立主意書

およそ稚兒の心ほど清淨無垢にして、惡にも善にも染まり易く移り易きものはあらじ、殊に學齡未滿の頃は虚心無我なれば、その見聞せし事物は深く腦裏に印せられて強固なる習慣をつくり、かのみつ子の魂百までとかいへる諺に洩れずして、容易に改まるへくもあらず、又身體に於ても其の發達最も盛なる時なれば、衣服飲食その他運動遊戯等ニ至るまでよく一〇意を用ひて適當なる成長を遂げしめざるべからず、されば、この時期こそ其の身の生涯に於ける榮枯盛衰のよりに判

るゝ起點なれば、最も大切なる時期といふべし、然るに、世間往々これを等閑にして顧みず、おのが最愛の子供を或はわきまへもなき少女に委ね、或は心なき老婆に任せつゝ、空しく學令に達するを待つものゝ如きは嘆かほしき至りならずや、たとひ中流以上の人にして家庭の圓滿なるにもせよ、専らその子女が保育の任に當る者なくば或は世務に忙しく、或は家事に紛れて、知らず識らず監護の忽にのみなり行くは自然の勢なるべし、故を以て、これ等の子女を一所に集め來り専らこれが保育の任に當る者を求めて、學令未滿者に其身心の發達を完ふせしむる事の必要を感じずべし、幼戯園は即ち、この必要により生まれたるなり、近時教育事業の發達につれて各地この幼戯園を置かざるはなし、ざるを酒田町今日に至るまで未だこの設けなきは、教育上一大缺點として識者の夙に憂ふる所なりき、顧ふに、この酒田に於ける浦口修築がんぜんニ及び、且ツ縣内に於ける鐵道の哩數一兩年いよいよ延長せられてより、酒田町を始として各地との交通ますます便利なるに従がひ、都會の惡風、汚俗もまた漸く襲ひ來り淫靡なる嬉戲・卑猥なる俚謡など、間々子守婢僕の間に行はれんとし、學令未滿の子供を有する者最留意すべきなり、依りて我等、こたび大方諸君の贊助を仰き、一の幼戯園を設立したる所以なれば、世の幼兒をもてる人々右の旨趣を贊して、競ふて本園に入れられんことを望む。

私立幼戯園長

青 木 政

三

私立酒田幼戯園規則

第一條 本園は幼兒をして嬉戲歡樂の中に其心身を健全に發達せしめ、善良なる習慣を得しめ以つて家庭教育を補ふ所とす

第二條 幼兒の年令は滿何年より、尋常小學校に入學するに至るまでとす

第三條 幼兒の定員何拾人とす

第四條 保育の項目は遊戯・唱歌・談話トス、及手技とす

第五條 保育の日數は大約四拾週にして、壹週の保育時數は拾八時乃至貳十四時とし、

但し、夏季休業の前後は一週拾貳時迄減縮することあるべし

第六條 休業日は左の如し

日曜日・大祭祝日

夏季休業八月一日より、何月何日に至る、冬季休業十二月何日より翌年一月何日に至る

前項の外嚴寒の季節に於て、凡そ貳週間乃至四週間休業する事あるべし

第七條 入園は何々を以つて許し

第八條 入園せんとするものは、左式の書面を差出すべし

入園申込書  
 居住 地番號  
 族稱・職業・何誰 男弟  
 女妹

何 某

生年月日

右者貴園ニ入園願上度候、尤も入園の上ハ御規則遵守可爲致候也

右 父 母 等  
 後見人

何 某 印

私立幼稚遊戯園

青 木 政 殿

第九條 幼稚遊戯の缺席、引續き一週間に及ぶときは其事由を届出づべし

第十條 退園せんとするもの事由を具し届出づべし

第十一條 保育料は一ヶ月 拾錢とす

保育料は毎月一日ヨリ五日までに納入すべし

私立青木遊戯園保育料納課

某

私立青木幼稚遊戯園

朱書「三百陸十陸號

壹端書登簿第六五〇三號」

四

扣

元濟生學校拜借之義ニ付願

客年十一月ヨリ幼稚遊戯園ト稱シ、幼兒學齡ニ至ル迄ノ教育ヲナシ、善良ナル習慣ヲ保育被致度キ目的ヲ以ツテ開園致候所、目下入園ノ幼兒ハ既ニ四拾名以上ニ至リ、追日盛園ニ趣キ設立ノ場所ハ殆ト狹隘ヲ招キ、爲ニ遊戯其他ニ至ル教育上、萬端不都合ニ有之候付イテハ、何卒元濟生學校ヲ拜借之上、幼兒保育ノ普及ヲ圖リ度、尤モ拜借之上ハ家屋ニ對スル御規定等ハ堅ク遵守可致候條、特別ノ御詮議ヲ以テ御許可相成候様致度此段奉願上候也

明治三十七年二月廿七日 園主 青木 政  
 酒田町助役 世話人 鍋谷助右衛門

中 山 英 則 殿

五

建物拜借之儀ニ付願

客年十一月ヨリ幼稚遊戯園ト稱シ、幼兒學齡ニ至ル迄

ノ教育ヲナシ、善良ナル習慣ヲ保育致度目的ヲ以テ開園致候處、目下入園ノ幼兒ハ既ニ六拾名以上ニ至リ、追日盛園ニ趣キ、設立ノ場所ハ殆ト狹隘ヲ招キ、爲ニ遊戯其他ニ至ル教育上萬端不都合ニ有之候、然ルニ三拾七年度ヨリ山椒小路ニ設置アル小學校將ニ廢校之趣承知仕候、就テハ該校舍拜借之上幼兒保育ノ普及ヲ圖リ度、尤モ拜借之上ハ家屋ニ對スル御規定等ハ堅ク遵守可致候條、特別之御詮議ヲ以テ御許可相成候様致度、此段奉願上候也、但無料ヲ以テ拜借仕度次第ニ御座候

明治三十七年三月

園主

青木 政 殿

世話人

酒田町長代理

鍋谷 助右衛門 殿

助役 中山 英 則 殿

資料名：戦時経営調 對時局經營事業（資料3）<sup>4)</sup>

本資料には、細菌検査所 青木幼稚園 軍人遺子弟保育について記載されており、本研究では、青木幼稚園の部分のみを記載した。

第二章 時局ニ對シ特ニ發展シ若クハ成立シスル事業

飽海郡(細菌検査所 青木幼稚園 軍人遺子弟保育)

青木幼稚園ハ飽海郡酒田町ニアリ明治三十六年十二月園主青木政子カ独力之ヲ創設シタルモノナリ其目的ハ遊戯ノ間ニ善良ナル習慣ヲ作ルト共ニ心身ノ健全ナル發育ヲ圖リ以テ學齡前ノ不完全ナル家庭教育ヲ補ハントスルニアリ初メ無報酬ニテ満四歳以上ノ幼兒四十八名ヲ収容保育セシガ爾來入園申込者日ニ加ハリ園狹隘ヲ告リルニ至レリ會々昨四月経費節減ノ結果酒田小学校第二分校ノ廢校トナルヤ此處ニ全園ヲ移シ諸般ノ設備稍ヤ整頓シ収容セル兒童百十五名ノ多数ニ上レリ蓋シ是レ時局ノ為メ隔然ニ發展シタルモノナランカ兒童ノ保育期間ハ一ヶ年約四十週ニシテ一週ノ保育時間十八時間乃至廿四時間トシ専ラ遊戯 唱歌 談話 及手技ヲ教授ス兒童ノ増加ト共ニ媒姆ヲ増スノ必要ヲ生ジ経費多端ニシテ独力之ヲ維持スル能ハサルヨリ已ムナク資財家ノ兒童一人ニ付キ保育料三十錢以下随意トシタルモ貧困兒童ニ對シテハ依然無料ヲ以テ保育ヲ為セリ又本年四月出征軍人ノ家族中酒田奉公義會ノ救護ヲ受クル者ニシテ學齡未滿ノ兒女アル者ノ為メニ特ニ從軍者幼兒保育所ヲ全園内ニ設ケ奉公義會ノ紹介アル者ニ對シ無料ニテ兒童ノ入所ヲ許シ満四才以上ノ男女兒童ヲ収容スルコト十八名ニ及ベリ之ガ為メ其ノ父兄母姉ヲシテ兒女ノ纏綿ヲ脱シ一定ノ時間中安ンシテ業務ニ從事スルノ便ヲ得セシメタルコト少カラズ園主ノ功ヤ決シ没ス可カラズ（五月三十日）

資料名：戦時経営調 寄贈金下附申請（資料4）<sup>5)</sup>

帝國軍人援護會寄贈金下附之義ニ付申請

本園ハ曩ニ本縣廳ノ許可ヲ得テ青木幼稚遊戯園ヲ設立シ殊ニ從軍者幼兒保育所ヲ并設シ又參拾八年九月最上郡新庄町ニ支園ヲ置キ帝國軍人援護會ノ助成ヲ得無料ニテ五拾壹人ノ幼兒ヲ保育シ来リ候處、来ル四月ヨリハ更ニ軍人遺族及廢兵家族ノ幼兒ヲ收容シ戦後紀念事業トシテ經續致度候得共差当リ經費ノ出途ニ差支候間壹個年分豫算不足額金九百拾六円ヲ帝國軍人援護會ヨリ寄贈金下附相成候様其筋へ御申告被成下度別紙方法書相添へ此段申請候也

山形縣飽海郡酒田町下小路拾四番地

青木幼稚遊戯園

園主 青木マサ印

明治參拾九年貳月貳拾七日  
山形縣知事 田中 貴道 殿

保育事業沿革及方法書

- 一 本園ハ四才以上尋常小学校へ入学迄ノ幼兒ヲ入園セシメ嬉戲觀樂ノ中ニ其心身ヲ健全ニ發達セシメ善良ナル習慣ヲ得セシメ以テ家庭教育ノ一部ヲ補フヲ以テ目的トス曩キニ縣廳ノ許可ヲ得テ青木幼稚遊戯園ヲ設立シ殊ニ從軍者幼兒保育所ヲ并設シ無料ヲ以テ出征軍人家族幼兒ヲ保育セシモ最早出征軍人ハ来ル三月ヲ以テ大約凱旋歸郷ニ付更ニ来ル四月一日ヨリ戦役紀念事業トシテ一層業務ヲ擴張シ永續保育事業トシテ戦死者家族幼兒及廢兵家族幼兒ヲモ併セテ保育スル保育所ヲ開設シ紀念幼兒保育所ト稱シ其家族ニシテ業務ニ就カントスルモ幼兒ノ為メニ妨ケラレ充分就業スル能ハサルヲ援助シ傍ヲ家庭教育ノ普及ヲ圖ラント欲ス殊ニ三才以上ノ幼兒約五拾名ヲ收容シ無料ニテ永續保育セントス
- 一 前項事業ニ要スル収支豫算不足額金九百拾六円ハ差懸リ収入ノ途無之差支ニ付帝國軍人援護會ノ寄贈金ニ據リ實行セントス
- 一 明治四拾年度以後ニ於テハ經費ノ不足ニ對シテハ夫々収入ノ途ヲ講シ事業ノ縮少等無之ヲ期ス
- 一 青木幼稚遊戯園紀念幼兒保育所
- 一 個年分収支豫算調

収入之部

科目	豫算高	備考
負擔金	三八四 <sup>円</sup> 〇〇〇	園主ニ於テ負擔金 一ヶ月金參拾貳円宛
計	三八四 〇〇	

經常支出之部

科目	豫算高	備考
雜給	五四〇 <sup>円</sup> 〇〇〇	保姆四人月俸金七円宛、小使貳人月俸金四円五拾錢宛 下婢貳人月俸金四円宛、
器具及薪炭費	三六〇 〇〇	翫具、器具、薪炭費一ヶ月金參拾円宛
營繕費	二八〇 〇〇〇	新庄支園校舍狹隘ニ付繼足營繕費
雜 費	一二〇 〇〇〇	消耗品費一ヶ月金拾円宛
計	一、三〇〇 〇〇〇	

差引不足金九百拾六円也

※以下は、明治三十九年三月八日付で『客月二十七日』支出豫算調に対して3点（①新規計画50人の内訳②器具及薪炭費の内訳③營繕費）について、内訳を提出するように求めた旨』の公文書が「戦時経営調綴」にあたたため、筆者らが追補した。

- 一 新規計画ノ入園幼兒見込五拾人ノ内譯  
酒田町貳拾五人、新庄町貳拾五人、計五拾人
- 一 支出豫算ノ内翫具、器具及薪炭費金參百六拾円ノ内譯

翫具、幼稚園恩物	五拾組	金七拾円	壹組ニ付金壹円四拾錢ノ割
全上、手技用品代	紙細工、豆細工用品代其他	金拾六円	
器具、机、椅子共	貳拾六組	金參拾九円	壹組ニ付金壹円五拾錢ノ割
全上、着類取合	拾枚	金拾五円	壹枚ニ付金壹円五拾錢ノ割
全上、寢具其他		金貳拾円	
薪炭費、炭	四千貫匁	金貳百円	壹ノ匁ニ付金五錢ノ割
			計金參百六拾円也

- 一 支出豫算ノ内營繕費金貳百八拾円ハ新庄町第一支園ノ新築工事及住居替修繕費ニシテ別紙圖面ノ通り

右之通ニ候也

青木幼稚遊戯園

園主 青木マサ印

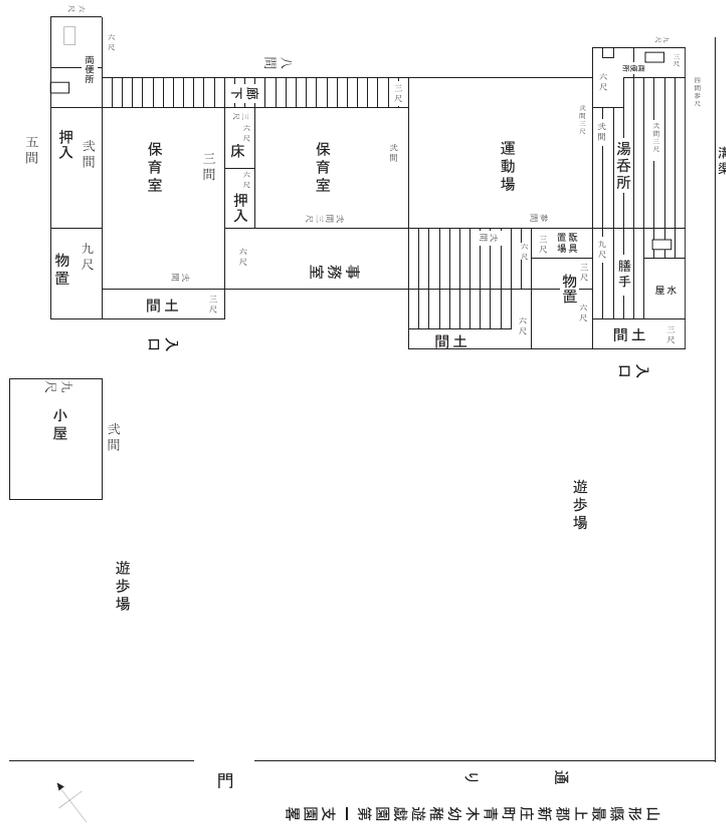


図3-1 新庄分園の配置図（改修前）

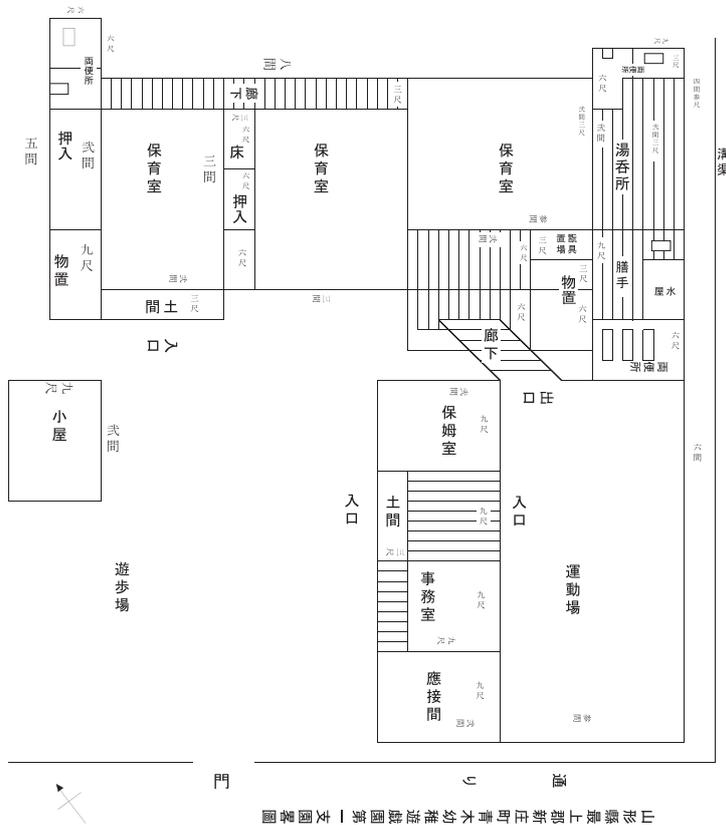


図3-2 新庄分園の配置図（改修計画）

※圖面の左端の備考に次の記載がある。そのため、筆者らは工事前を改修前、工事見込を改修計画とした。  
備考 掛紙ノ分ハ新築工事及住居替スル見込

資料名：戦時経営調 教育資料（資料5）<sup>6)</sup>

山形鮑海郡酒田町下小路十四番地 士族\*<sup>1</sup>  
青 木 マサ

慶應元年四月十七日生

右ハ明治三十六年十二月酒田町ニ於テ獨力幼稚遊戯園ヲ創設シタルモノナルガ偶々日露戦端ヲ開クニ遇ヒ出征軍人ノ家族ニシテ学齡未滿ノ兒女アルガ為労働意ノ如クナラズ生計上大ニ困窮セルモノアルヲ聞知シ轉々同情ノ念ニ堪ヘス於是乎出征軍人ノ家族中酒田奉公義會\*<sup>2</sup>ノ救護ヲ受クルモノニシテ学齡未滿ノ兒女アルモノ、為ニ明治三十八年四月特ニ從軍者幼児保育所ナルモノヲ幼稚遊戯園内ニ設置シ酒田奉公義會ニ交渉シ同會ノ照会ニ依リ無料ニテ兒女ノ入所ヲ許可ス爾來滿四歳以上ノ兒女ヲ收容シ家族ヲシテ兒女ノ纏綿ヲ脱シ一定ノ時間中安シテ業務ニ従事スルコトヲ得セシメ一面兒女ヲ教養シテ善良ナル慣性ヲ訓致スルニ努メタリ昨三十八年十月ヨリ最上郡新莊町ニモ分園ヲ開設シ同ジク從軍者ノ幼児ヲ保育シツ、アリ

#### 一、保育ノ状況

児童保育上ニ関シテハ幼稚遊戯園ニ於ケル保育方法ト異ナル事ナク保育料ハ出征シタル軍人ノ凱旋スル迄一切之ヲ受ケズ開所以來出征軍人戦死者ノ葬儀執行ニ際シテハ勉メテ之ニ會葬セシメ又同園遊戯室ニハ偉人傑士ノ肖像又ハ教育上有益ナル図画等ヲ掲ケ其他身体及衣服ノ清潔遊戯運動等ニ注意シ以テ智徳体ノ三育ヲ完カラシムルコトニ努メツ、アリ

#### 二、收容児童数

出征軍人家遺族ノ幼児ニシテ聞所以來入所セルハ

(イ)酒田青木幼稚遊戯園、男十八名、女十二名計三十名

(ロ)最上郡新莊分園、男九名、女十四名\*<sup>3</sup>合計二十三名

#### 三、経費

本所開設ニ関シテハ全ク園主ノ自力ヲ以テ保育セシコトヲ企テタリ然ルニ畏クモ皇后陛下ノ勅聞ニ達シ保育金トシテ金七拾円ヲ下シ賜ハリシモノト帝國援護會\*<sup>4</sup>ヨリ二百円ノ補助ヲ得タルモノ并ニ三十八年四月ヨリ三十九年三月迄一ケ年間酒田町ヨリ借家料月額二円ツ、ノ補助ヲ受ケシモノ、外ハ一切園尚其不足額ハ主ノ負担ナリ

※1「戦時経営調綴 御沙汰書複製」に本資料と酷似している文書があり、そこでは「全上 酒田

町山椒小路十八番地幼稚園主」となっている。

※2原文のまま

※3本文には、「男女各数ニツキテハ詳ナラズト雖モ合計二十三名」とあり、それが赤線で消され、赤字で「男九名、女十四名」と記載されていたため、筆者らが修正した。

※4「戦時経営調綴 御沙汰書複製」には、「帝國護援會」とある。帝國軍人援護會寄贈金下附之義ニ付申請（資料4）では、表題及び本文では「帝國軍人援護會」としていることから、帝國援護會を誤って帝國護援會と表記したものと考ええる。

資料名：琢成五十年（資料6）<sup>7)</sup>

#### 九、小學校以外

私立酒田幼稚園 幼稚園の前身は青木遊戯園である園長青木女史は名をマサといつた久しき以前に酒田に奉職した青木郵便局長の未亡人である夫君が日清戦役で斃れた後亡夫の遺志實現を企畫し函館あたりで社會事業に盡瘁して居つたやうに聞いて居る其後二兒を携へて昔日居つた縁故の酒田に來り労働者の手足纏ひたる小供を預り教育して社會奉仕をせんものと少數後援者を得て出町の民屋を借り受け二十餘名の園兒を引受けて居た言はゞ年齢を制限した託兒所というようなのが目的である此れが明治三十六年 月\*のころであつたらう爾來奔走に奔走を重ねて其擴張を經營したけれども幼稚園などに手出しの出來ぬ事情もあつたらう中々町當局の諒解を得難かつた裁に休校中の第二小學校々舎の一部を無償借受け得た此れが多分三十七年四五月の頃かと思うソレデ規模を擴張し同一目的の進路を取つたが一は經營難の爲であろうかさては組織變更の思惑もあつたらう追々良家の子女も入園し來り後には園兒百五十名位となつて目的の託兒所式よりは寧ろ幼稚園式のものとなつた併し幼稚園とは言はないで矢張青木遊戯園といつて居た 三十九年六月二十六日午前の事である第一小學校で開かれる筈であつた學務委員會が妙法寺で開かれた三小學校長及尋高校首席本間敬治氏此頃尋高校首席も學務委員であつたは勿論下郡長 向山郡視學

池田町長 中村助役 堀井書記及荒木彦助 松井權平並に學務委員の諸氏出席して青木遊戯園が來月より閉園との事につき其の存續の件郡長より諮られたる事並に第一小學校体操場建築場所につき協議をしたことがあつた今は存続している何等の記録もないといふ方が寧ろ詩的であおるとしておかう此簡單なる一事は同園の辿れる歴史と之に對する當時の町の意向と教育界の意向と乃至は同女史の全豹とを物語るに十分ではなか

らうか明治四十年年度の町臨時費學事獎勵費金六百九拾圓中に金參百六拾圓青木遊戯園補助費金參百參拾圓學事獎勵費但し酒田高等女校在學生徒云々としある此れが蓋し町として同園に補助した始である同園は以來經營難も稍緩和せられ逐年發展の状を來たし町民も其の存在の意義を知了したのである斯くて四十三年十一月初旬より後繼幼稚園の風雲徂徠し翌四十四年一月下旬其の機運は到來し全月二十六日青木女史は閉園挨拶として官衛諸學校等をまはり尋て新庄に現はれた是れが青木遊戯園の終焉である先きには小川女史ありて女学校の胚子をつくり今は青木女史ありて幼稚園の前驅をなし聊か奇跡の感をおこさせられる而かも孰づれば未亡人である由來女の強勁太甚しきを革と謂うかを知らん因に女史の目的であつたやうな託兒教養育所は我國に於ては隨分古いものである秋田は彌高神社の祭神の一たる佐藤信淵翁は其の經濟論に其の經營及方法に關してモット廣い範圍にわたつて言つて居るソレカラ近頃三浦鐵造氏が今町に託兒所を創めたことを此に附記しておく

サテ青木幼稚園の後身は即現在の私立酒田幼稚園である（以下略）

※酒田市立光丘文庫所蔵及び鶴岡市立図書館所蔵の各資料とも空欄であった。

資料名：小学校令施行規則（資料7）<sup>12)</sup>

小学校令施行規則（抄）

（明治三十三年八月二十一日文部省令第十四号）

第九章 幼稚園及小学校ニ類スル各種學校

第百九十五条 幼稚園ハ満三歳ヨリ尋常小学校ニ入学スルマテノ幼児ヲ保育スルヲ以テ目的トス

第百九十六条 幼児ヲ保育スルニハ其ノ心身ヲシテ健全ニ發達セシメ善良ナル習慣ヲ得シメ以テ家庭教育ヲ補ハンコトヲ要ス

幼児ノ保育ハ其ノ心身發達ノ程度ニ副ハシムヘク其ノ會得シ難キ事項ヲ授ケ又ハ過度ノ業ヲ為サシムルコトヲ得ス

常ニ幼児ノ心情及行儀ニ注意シテ之ヲ正シクセシメ又常ニ善良ナル事例ヲ示シテ之ニ倣ハシメンコトヲ務ムヘシ

第百九十七条 幼児保育ノ項目ハ遊戯、唱歌、談話及手技トス

第百九十八条 遊戯ハ分テ随意遊戯及共同遊戯トス  
随意遊戯ハ幼児ヲシテ各自ニ運動セシメ共同遊戯ハ歌曲ニ合ヘル諸種ノ運動等ヲ為サシメ心情ヲ快活ニシ身体ヲ健全ナラシメンコトヲ要ス

第百九十九条 唱歌ハ平易ナル歌曲ヲ歌ハシメ聴器、発声器及呼吸器ヲ練習シテ其ノ発音ヲ助ケ心情ヲ快

活純美ナラシメ兼テ徳性ノ涵養ニ資セシメンコトヲ要ス

第二百条 談話ハ有益ニシテ興味アル事實及寓言、通常ノ天然物及加工品等ニ就キテ之ヲ為シ徳性ヲ涵養シ觀察注意ノ力ヲ養ヒ兼テ発音ヲ正シク言語ヲ練習セシメンコトヲ要ス

第二百一条 手技ハ幼稚園恩物ヲ用ヒ手及眼ヲ練習シ心意ノ發育ニ資セシメンコトヲ要ス

第二百二条 保育ノ時数ハ一日五時以下トス  
前項ノ時数ニハ食事時間ヲ包含ス

第二百三条 幼稚園ニ園長ヲ置クコトヲ得

第二百四条 幼稚園ニ於テ幼児ヲ保育スル者ヲ保姆トス

保姆ハ女子ニシテ尋常小学校本科正教員又ハ准教員タルヘキ資格ヲ有スル者又ハ府県知事ノ免許ヲ得タル者タルヘシ

第二百五条 幼稚園長及保姆ノ採用、解職ハ市町村立幼稚園ニ在リテハ府県知事之ヲ行ヒ私立幼稚園ニ在リテハ設立者ニ於テ府県知事ニ届出ツヘシ

第二百六条 幼稚園ノ幼児数ハ百人以下トス但シ特別ノ事情アルトキハ百五十人マテニ増スコトヲ得

第二百七条 保姆一人ノ保育スル幼児数ハ四十人以下トス

第二百八条 幼稚園ノ設備ハ左ノ各号ノ規定ニ依ルヘシ

一 建物ハ平家造トシ保育室、遊戯室其ノ他必要ナル諸室ヲ備フヘシ

二 保育室ノ大ハ幼児五人ニ付一坪ヨリ小ナルコトヲ得ス

三 遊園ハ幼児一人ニ付一坪ノ割合ヲ以テ設クルヲ常例トス

四 恩物、絵画、遊戯道具、楽器、黑板、机、腰掛、時計、寒暖計、暖房器其ノ他必要ナル器具ヲ備フヘシ

五 敷地、飲料水及採光窓ニ関シテハ小学校ノ例ニ依ルヘシ

第十章 附則

第二百二十二条 既設幼稚園ニシテ第二百六条及第二百八条ノ規定ニ依リ難キトキハ期間ヲ定メ府県知事ノ認可ヲ受ケ之ニ依ラサルコトヲ得

#### 註

（註1）内務省地方局：我国慈恵救済事業（賑恤救済小史・我国慈恵救済事業・感化救済小觀）の3部が収録）、明治42年（近代デジタルライブラリー（国立国会図書館）<http://kindai.ndl.go.jp/>

info.ndljp/pid/798787/5〔2014.9.28〕、10-11

(註2) 戦時経営調は、飽海郡役所が日露戦争時の出征兵士家族等への支援事業に関する公文書を綴ったものである。そのため、山形県からの通達、山形県からの照会とそれに対する回答書などが収められている。ページ数はないため、引用先の項目名は筆者らが前後の文書から判断して付した。なお、戦時経営調 対時局経営事業(資料3)<sup>4)</sup>については県が各地域の状況を調査し、それをまとめて各郡役所に配布したものと考えられる。

(註3) 大日本私立衛生会飽海支會：大日本私立衛生会飽海支會會報第四號、大日本私立衛生会飽海支會、明治39年、61(東京大学大学院 法学政治学研究科附属近代日本法政史料センター 明治新聞雑誌文庫所蔵)

(註4) 田村寛三：酒田人名辞典、昭和49年(山形県立図書館所蔵)、昭和49年、1

(註5) 戦時経営調 教育資料(資料5)<sup>6)</sup>及び戦時経営調 御沙汰書複製

(註6) 山形縣：山形縣統計書 明治38年版、山形縣廳、明治40年、265

(註7) 山形縣：山形縣統計書 明治39年版、山形縣廳、明治41年、271

(註8) 山形縣：山形縣統計書 明治40年版、山形縣廳、明治42年276、

(註9) 山形縣：山形縣統計書 明治41年版、山形縣廳、明治43年、270

(註10) 山形縣：山形縣統計書 教育乃部 明治42年版、山形縣、明治44年、161

(註11) 「角川日本地名大辞典」編集委員会：角川日本地名大辞典 6 山形県、角川書店、昭和56年、514

(註12) 「角川日本地名大辞典」編集委員会：角川日本地名大辞典 6 山形県、角川書店、昭和56年、360

(註13) 山形県教育委員会：山形県教育史 通史編上巻、山形県教育委員会、平成3年、706

#### 参考文献

松田澄子：子守学級から農繁託児所へ 最上・庄内地区編、みちのく書房、平成20年

#### 引用文献

- 1) 庄内人名辞典刊行会：新編庄内人名辞典、庄内人名辞典刊行会、昭和61年、98
- 2) 山形縣：縣治要覧、山形縣、明治41年、54-57
- 3) 酒田市史編纂委員会：酒田市史 資料編 第7集、酒田市、昭和52年、228-231
- 4) 飽海郡役所：戦時経営調 対時局経営事業、山形縣、明治38年(酒田市立光丘文庫所蔵)
- 5) 飽海郡役所：戦時経営調 帝國軍人援護會寄贈金 下附之義ニ付申請、明治38年(酒田市立光丘文庫所蔵)
- 6) 飽海郡役所：戦時経営調 教育資料、明治38年(酒田市立光丘文庫所蔵)
- 7) 酒田町役場：琢成五十年、酒田町役場、大正13年、62-64(酒田市立光丘文庫所蔵)
- 8) 山形縣：山形縣統計書 教育乃部 明治43年版、山形縣、明治45年、67、84
- 9) 酒田市史編さん委員会：酒田市史 改訂版 下巻、酒田市、平成7年、449-451
- 10) 山形縣：山形縣統計書 教育乃部 明治44年版、山形縣、明治46年、90
- 11) 山形県教育研究所：山形県学校史年表、山形県教育委員会、昭和48年、33・40・69・78
- 12) 文部科学省：幼稚園教育百年史、ひかりのくに株式会社、昭和54年、508-509
- 13) 斎藤正一・佐藤誠朗：大山町史、大山町史刊行委員会、昭和43年、550
- 14) 日本保育学会：日本幼児保育史第二巻、フレーベル館、昭和43年、238
- 15) 新庄市：写真にきく新庄の昔、新庄市、昭和55年、168
- 16) 大友義助編：最上今昔写真帖、郷土出版社、平成17年、118
- 17) 米沢市史編さん委員会：米沢市史 第四巻 近代編、米沢市長高橋幸翁、平成7年、676
- 18) 山形県総務部文書学事課：山形県の私学100年、山形県総務部文書学事課、昭和47年、2 私立幼稚園 E 私立米沢北方幼稚園、南方幼稚園
- 19) 山形縣：山形縣統計書 教育乃部 明治42年版、山形縣、明治44年、60、81
- 20) 日本保育学会：日本幼児保育史第二巻、フレーベル館、昭和43年、31
- 21) 山形県総務部文書学事課：山形県の私学100年、山形県総務部文書学事課、昭和47年、2 私立幼稚園 C 私立庄内婦人会幼稚園
- 22) 記念事業実行委員会記念誌部会：鶴岡幼稚園八〇年のあゆみ、鶴岡幼稚園創立80周年記念事業実行委

- 員会、昭和61年、71
- 23) 山形大学教育学部附属幼稚園創立80周年記念事業  
 実行委員会：山形大学教育学部附属幼稚園創立八十  
 周年誌、山形大学教育学部附属幼稚園創立80周年記  
 念事業実行委員会、昭和60年、87
- 24) 日本保育学会：日本幼児保育史第二巻、フレーベ  
 ル館、昭和43年、101
- 25) 山形県総務部文書学事課：山形県の私学100年、  
 山形県総務部文書学事課、昭和47年、2 私立幼稚園  
 B 酒田幼稚園

## SUMMARY

Tomoaki MATSUDA,  
 Fumiko TANAKA:

Consideration about the Management of the Early-Childhood-Education Institution of the Meiji term  
 – Let It Pass to Explore the Childcare System of Masa Aoki's Childcare Thought, and That Time –

This research considered the establishment history of the "Aoki childish play garden" which Masa Aoki founded, and management.

The result has verified having performed management of having recognized educational importance strongly and putting a kindergarten and a nursery school side by side after that with a child care function, while Masa Aoki managed the institution.

We think that there is a close resemblance between this management and the kindergarten and nursery school cooperation type certified "kodomo-en" in "the child and the aid-for-childcare new system" carried out from the Heisei 27 fiscal year.

Moreover, this considers one form of the deployment for enriching the necessity for protective care and the educational function of childcare in childcare.

(Uyo Gakuen College)

